

令和 7 年 6 月 30 日

令和 7 年第 2 回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
1 高相合同庁舎新築工事について	1
2 法人二税の超過課税の延長について	2

参考資料 法人県民税・事業税の超過課税に係る経済団体・法人の意見

1 高相合同庁舎新築工事について

高相合同庁舎について、令和7年6月に旧庁舎の解体工事が完了することから、新築工事を行う。

(1) 新合同庁舎の概要

ア 所在地：相模原市南区相模大野6-3-1

イ 敷地面積：約4,312㎡

ウ 延床面積：約6,517㎡

本館棟：鉄筋コンクリート造、地上5階建て
(約6,219㎡)

車庫棟：鉄骨造、地上1階建て
(約298㎡)

エ 入庁機関：7機関（相模原県税事務所、相模原南水道営業所、県央地域県政総合センター県民の声・相談室（高相分室）、暴力相談室、相模原市警察部、少年相談・保護センターに加え、新たに自動車税管理事務所が入庁する予定）

(2) 取組状況

令和5年10月に、敷地内の仮設庁舎へ仮移転を行い、同月から令和7年6月まで旧庁舎の解体工事を実施している。

解体後の敷地に、県直営方式による合同庁舎の新築工事を行うため、令和7年6月に入札を公告し、第3回定例会において、工事請負契約の締結に関する議案を提出する予定である。

ア 予算

4,508,000千円（令和7年度～8年度）

イ 事業者の選定方式

条件付き一般競争入札

(3) 今後の予定

令和7年 8月 仮契約締結

令和7年 9月 第3回定例会に契約に関する議案提出

令和7年10月 本契約締結

令和9年 1月 工事完成

令和9年 3月 供用開始

2 法人二税の超過課税の延長について

法人二税の超過課税の延長に向け、これまで総務政策常任委員会で報告した活用目的や税制措置等の内容について、県内の経済団体や主要法人にアンケートを実施し、その結果を踏まえ、「法人二税の超過課税の延長に係る素案」を取りまとめた。

(1) 県内の経済団体・主要法人へのアンケートの概要

県内の経済団体や主要法人に対し、超過課税の延長に係る県の考え方を整理した資料を送付するとともに、活用目的についてアンケートを実施した。

ア 取組内容

対 象 経済団体31団体、法人440社

実施期間 令和7年5月7日から5月27日まで

イ アンケートの取りまとめ状況

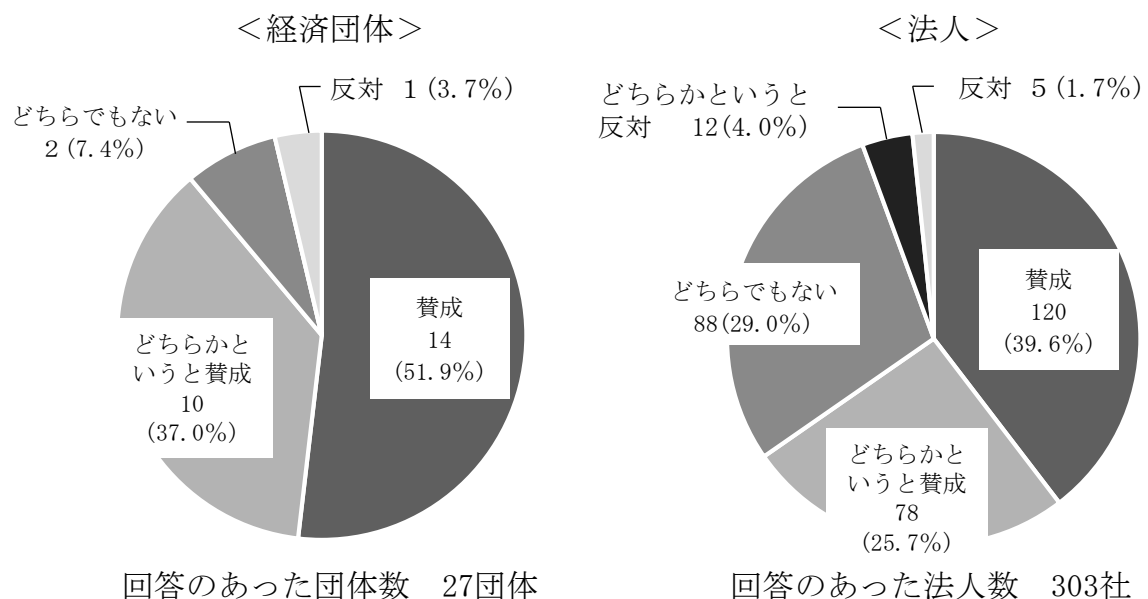
回答数 330（27団体、303社）

回答率 70.1%（経済団体87.1%、法人68.9%）

ウ アンケート結果

経済団体・法人から回答のあったアンケートの結果は次のとおり。

(ア) 超過課税による税収を「経済対策の推進」や「災害に強い県土づくりの推進」、「幹線道路の整備」を着実に、かつスピーディーに推進するための財源として活用することについて



【肯定的な意見】 ※（ ）内の数字は意見の数（複数意見あり）

- ・ 県の考え方に賛成する、理解する（17）
- ・ 「災害に強い県土づくりの推進」の財源としての活用に賛成する、理解する（14）
- ・ 企業活動に寄与する活用を引き続きお願いしたい（4）
- ・ 「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」の財源としての活用に賛成する、理解する（3）
- ・ 優先順位をつけて有効に活用してほしい（3）

【否定的な意見】

- ・ 趣旨や効果は理解するが、超過税率なしで取り組めるよう努めていただきたい（6）
- ・ 税負担が大きい（6）
- ・ 事業の内容としては超過課税で対応すべきものなのか（3）
- ・ 一部の事業者のみ超過課税を負担しているのは疑問（3）
- ・ 今の用途では便益を受けるのが難しい（2）

【その他の意見】

- ・ 県の考え方に一任する（2）

(4) 「経済対策の推進」に活用する場合、どのような面で財源を活用すべきかについて（複数回答あり）

活用項目	経済団体	法人
生産性向上への支援（生産性向上に資する設備導入に対する支援など）	18/27 (66.7%)	156/303 (51.5%)
国内人材確保への支援（仕事と育児・介護等を両立できる職場環境の整備など）	15/27 (55.6%)	159/303 (52.5%)
外国人材確保への支援（外国人材の受入促進、外国人材の受入環境の整備など）	8/27 (29.6%)	50/303 (16.5%)
その他	12/27 (44.4%)	15/303 (5.0%)

【その他の活用項目】

- ・ 減税や還付（4）
- ・ 県として財源の活用が必要と判断したものへの支援（2）
- ・ AI技術導入に対する支援（2）
- ・ 物価高騰対策（2）

- (ウ) 「災害に強い県土づくりの推進」に活用する場合、具体的にどのような面で財源を活用すべきかについて（複数回答あり）
- ・ 地震対策、津波対策（25）
 - ・ インフラの老朽化対策（上下水道老朽化対策含む）（18）
 - ・ 大規模水害対策（台風等による河川氾濫の防止対策含む）（16）
 - ・ 災害に備えた社会基盤施設の整備（14）
 - ・ 避難所等のインフラ整備や支援物資の充実強化（7）
- (エ) 「幹線道路の整備」に活用する場合、具体的にどのような面で財源を活用すべきかについて（複数回答あり）
- ・ 複車線化や立体交差など渋滞問題の解消に向けた整備（13）
 - ・ 整備計画道路の早期着工・開通（13）
 - ・ 経済活動と災害に備えた社会基盤整備（8）
 - ・ 特定の道路の整備、渋滞対策（7）
 - ・ 既存路線の老朽化対策（7）

(2) 法人二税の超過課税の延長に係る素案

ア 活用目的

(7) 経済対策の推進

県内経済の基盤強化を図るため、生産性向上への支援や、人材確保への支援など、経済対策に取り組む。

- 生産性向上に資する設備導入に対する支援
- 働きやすい職場環境や外国人材の受入環境の整備など人材確保への支援

(イ) 災害に強い県土づくりの推進

これまで「水防災戦略」に基づき進めてきた河川の整備等の大規模水害対策はもとより、令和7年3月に改定した「地震防災戦略」に基づく大規模地震対策や減災対策につながる電線の地中化など、災害に強い県土づくりに継続して取り組む。

- 台風・豪雨・火山などの自然災害対策
- 地震・津波対策の一層の強化
- 災害に備えた社会基盤施設の整備
- 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震化

(ロ) 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

災害時における物資輸送や経済活動の早期再開に資するため、県土構造の骨格となる自動車専用道路や地域の交流と連携を支える幹

線道路の整備に継続して取り組む。

- 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

イ 税制措置

中小法人への配慮の観点から、資本金や所得金額が一定規模以上の法人について、超過税率を適用する。

なお、超過税率及び適用対象は現行制度を維持する。

(現行制度)

区分	税 率	適用対象外の法人
法 人 県民税	1.8% (標準税率は1%)	資本金の額又は出資金の額が 2億円以下かつ 法人税額が年4,000万円以下
法 人 事業税	特別法人事業税(国税) と合わせた実質的な税負担が、 標準税率の5%増しとなるよう設定	資本金の額又は出資金の額が 2億円以下かつ 所得金額が年1億5,000万円以下 (収入金額を課税標準とする法人 にあっては収入金額が年12億円以下)

ウ 適用期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用する。(5年間)

(3) 今後のスケジュール

- 令和7年7月～8月 県内の経済団体及び法人に対し、素案の内容について、アンケートを実施
- 9月 第3回県議会定例会に神奈川県県税条例の改正を提案